

(日本語仮訳)

共催者 (ILO・経済産業省) によるイベントサマリー
アジアにおける責任あるビジネス、人権そしてディーセント・ワーク
～人権と包摂的な成長の相乗効果を活かして～
2023年9月18日 インドネシア・ジャカルタ

サプライチェーンにおける人権と国際労働基準の尊重の確保への関心が高まり、責任ある企業行動の促進、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の推進やライツホルダーの保護について積極的な取り組みを行う国々が増えている。各国の状況やニーズを踏まえた各国の多様な取り組みは、ビジネスと人権に関する複雑な課題に取り組む上で、画一的なアプローチが存在しないことを浮き彫りにしている。さらに、課題の複雑さに鑑みると、国を越えてビジネスと人権に関してより広範な議論が必要であることは明らかである。G7内外においてこのような議論が必要であるという認識は、最近の G7 貿易大臣声明や G7 広島首脳コミュニケでも強調されている。

この観点から、2023年9月18日、経済産業省 (METI) と国際労働機関 (ILO) はアジアにおいてビジネスと人権に関して議論を深めるための対話イベントを共催した。このイベントには、主にアジア諸国と G7 メンバーから政府、使用者・企業、労働者団体や専門家が参加した。基調講演で示されたように、ビジネスと人権に関するさらなる進展と望ましい成果の実現に向けて主要な課題や教訓に取り組みながら、人権の尊重と包摂的な成長の相乗効果を活用することの重要性が強調された。こうした相乗効果は企業の事業活動やサプライチェーンにおける人権と労働者の権利の保護のための環境づくりにつながることに重点が置かれた。また、国ごとにレベルの違いはあるものの、経済発展を達成する中、アジア諸国では企業活動における人権の保護・促進が追求されてきたことも確認された。

これを踏まえ、イベントでは、人権を保護する国家の義務、人権を尊重する企業の責任、救済へのアクセスの必要性について示すビジネスと人権に関する国際基準の実施に向け、アジア諸国と G7 メンバーにおける地域・国レベルの取り組みが紹介された。各国が主体性を示し、固有の状況を考慮しながら、ビジネスと人権に関する国際基準を実施し、サプライチェーンにおける責任ある企業行動やディーセント・ワークの推進を目指す多様な取り組みやアプローチを取ることの重要性が示された。また、アジア各国において、サプライチェーンにおけるディーセント・ワークを推進するにあたり、ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言 (多国籍企業宣言) の有効活用のための機会や課題についても論じられた。こうした議論は、アジアにおける責任ある企業行動を推進する必要性についての理解促進の一助となった。

また、各国が社会経済の変容を持続可能で包摂的な未来への原動力として活用する上での技

能開発の重要性が強調された。アジアにおける責任あるビジネス慣行の強化、ディーセント・ワークの推進や包摂的な経済成長の促進を図る上で、技能開発が重要な役割を果たし得ることも重視された。アジア地域では、技能に関し課題が多々あるにもかかわらず、既に各国政府、使用者団体や労働者団体はさまざまな革新的な取り組みを行っている。社会経済が変容を遂げる中で、労働者の公正な移行を促進し、雇用の展望を広げることを可能にする手段として、リスクリングやアップスキリング、生涯学習の役割も重視された。さらに、責任ある企業行動を推進し意識を高めるための実践的な解決策に焦点を当てながら、ビジネスと人権の原則を技能開発プログラムに組み込む方策について議論が行われた。

グッド・ガバナンスや企業の予見可能性向上などを通して、包摂的な成長と企業活動における人権尊重の両方を可能にする環境を醸成する上での政府の役割について議論することに加え、人権を尊重する企業の責任、ディーセント・ワークの推進と経済発展の促進に果たす企業の役割についても強調された。多くの企業がこの責任を認識してはいるものの、中小企業を含む民間部門全体で実際に行動に移していくことは必ずしも容易ではない。イベントでは、責任ある企業行動に取り組み、ビジネスと人権に関する国際基準の原則を尊重し、さまざまなサプライチェーン関係者間における協調的なアプローチを取り入れている企業の先進的な取り組みについての洞察が提供された。これらの取り組みには広範にわたる企業慣行が含まれており、例えば地域主導の事業開発、国際基準と企業方針・慣行との整合性、使用者と労働者間の社会対話の促進など、ピア・ラーニング（相互学習）を行うにあたって参考となり得るものである。さらに、中小企業への追加支援は、サプライチェーンのデューディリジェンスのプロセスの漸進的な改善に資することも指摘された。

対話イベント全体を通して、政府、使用者団体、労働者団体、企業やその他サプライチェーンにおける関係者間でビジネスと人権やディーセント・ワークをテーマとする堅実な議論が行われ、国際労働基準を含む国際基準に基づく共通価値の促進が進んだ。また、ピア・ラーニングや意識啓発、連携など、全てのステークホルダーによる関与の重要性も認識された。こうしたマルチステークホルダー・アプローチは、事業活動における人権と労働者の権利の保護強化につながる。さらに、優れた社会慣行の促進と経済発展の推進における、社会対話の重要な役割と国際的な協調の重要性が強調された。